

資金決済法等の改正法の解説(上)

金融庁 企画市場局 市場課

資金決済法および一括清算法関連

竹内 裕智
山根 明樹枝

「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」が、2019年3月15日に閣議決定され、同日国会に提出された。その後、国会における審議を経て、同年5月31日に成立、6月7日に公布された（令和元年法律第28号。以下、改正法（注1））。施行日は、公布の日から1年以内の政令で定める日とされている（改正法附則1条）。本稿は、改正法のうち、「暗号資産交換業に関する制度の整備（資金決済法関連の改正部分）」および「店頭デリバティブ取引における証拠金の清算に関し、国際的な取引慣行に対応するための規制の整備（一括清算法関連の改正部分）」について解説を行うこととしたい（改正の全体像については、図表参照）。

資金決済法に係る改正の概要

(1) 暗号資産カストディへの対応等

改正法では、「仮想通貨」の呼称を「暗号資産」に変更したほか、暗号資産の定義から、改正法による改正後の金融商品取引法に規定する「電子記録移転権利」を表示するものを除くこ

ととした（改正資金決済法2条5項）。

また、他人のために暗号資産の管理をすること（以下、暗号資産カストディ）を暗号資産交換業の業務類型に加えて規制対象とした。ただし、事業者がほかの法律の特別の規定により暗号資産の管理を行う場合は、資金決済法の規制対象から除いている（改正資金決済法2条7項

4号）。

加えて、改正法施行の際、現に暗号資産カストディを行って

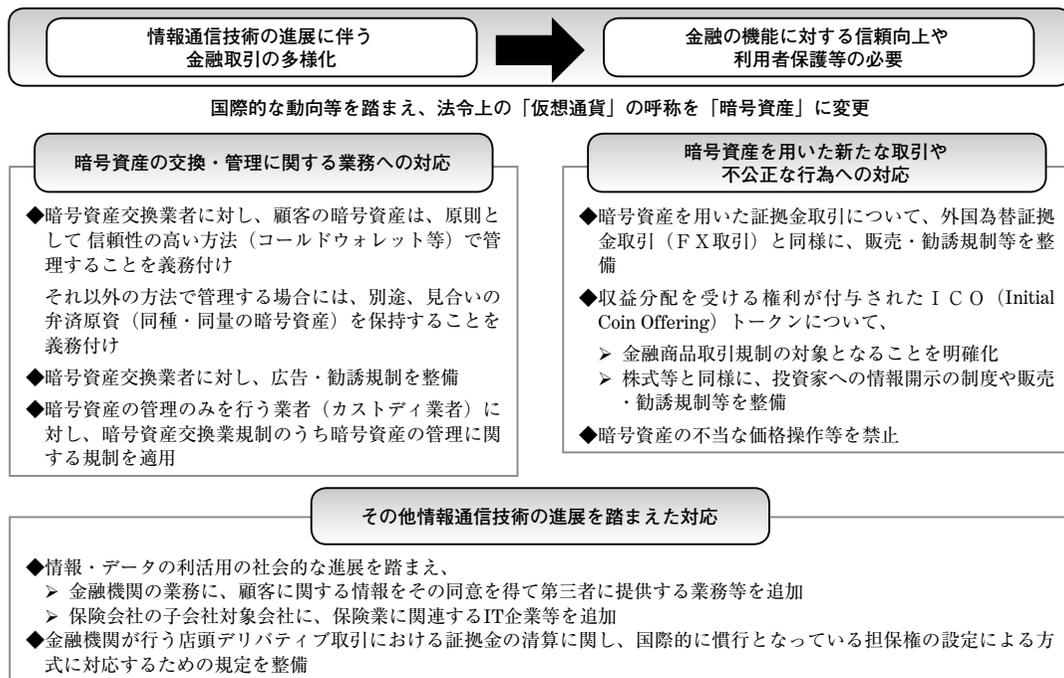
いる者は、施行日から6カ月間（当該期間内に登録の申請等をした場合には、登録またはその拒否の処分までの間）は、登録を受けなくとも改正資金決済法上の暗号資産交換業者と見なし

て、現に行っている暗号資産カストディの利用者のために、現

に管理している暗号資産と同じ種類の暗号資産に限り、暗号資産カストディを行うことができるとした。ただし、新規利用者の獲得や取り扱う暗号資産を新たに追加することは禁止される。この経過措置の適用を受ける場合には、施行日から2週間以内に商号および住所を届け出なければならず、施行日から1年6カ月を経過しても登録が

〔図表〕

改正の全体像



（出所） 金融庁

得られない場合には、それ以降、当該業務を継続することはできない（改正法附則2条、3条）。

(2) 問題のある暗号資産への対応等

改正法では、取り扱う暗号資産の変更ならびに暗号資産交換業の内容および方法の変更を、従前の事後届出から事前届出に変更した。ただし、これらの事項に係る変更のうち、利用者の保護に欠け、または暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合は、従前と同様、事後届出の対象となる（改正資金決済法63条の6第1項）。

加えて、過度な広告等への対応として、暗号資産交換業に関する広告において、暗号資産は法定通貨ではないことなどを表示しなければならぬこととし、また、広告・勧誘等に際し、虚偽の表示をすることなどを禁止することとした。そのほか、暗号資産交換業の利用者の保護に

欠け、または暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがある行為を禁止することとした（改正資金決済法63条の9の2、63条の9の3）。

(3) 不適切な財産管理等への対応

改正法では、暗号資産交換業者が利用者から受託した金銭は、信託会社等への金銭信託の方法により管理しなければならないこととした（改正資金決済法63条の11第1項）。また、利用者から受託した暗号資産（以下、受託暗号資産）を、原則として利用者の保護に欠けるおそれが少ない方法（以下、安全性の高い方法）で管理しなければならないこととした。ただし、利用者の利便を確保し、暗号資産交換業の円滑な遂行を図るために必要な範囲の受託暗号資産については、必ずしも安全性の高い方法で管理することを要しないこととした（改正資金決済法63条の11第2項）。

加えて、暗号資産交換業者は、安全性の高い方法によらないで管理する受託暗号資産と同種・同量の暗号資産（以下、履行保証暗号資産）を、自己の固有財産として別途保有し、それ以外の自己の暗号資産と分別して管理しなければならぬこととし、履行保証暗号資産の分別管理状況について、公認会計士等の監査を受けなければならないこととした（改正資金決済法63条の11の2）。

そのほか、改正法では、暗号

資産交換業者に対して暗号資産の移転を目的とする債権を有する利用者が、受託暗号資産および履行保証暗号資産について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有することとした。また、暗号資産交換業者から暗号資産の管理の委託を受けた者その他の関係者は、利用者による当該権利の実行に関し内閣総理大臣から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう

(4)その他

改正法では、認定協会に加入せず、認定協会の自主規制に準ずる内容の社内規則を作成してない場合または作成した社内規則を遵守するための体制を整備していない場合には、登録を拒否し、または登録を取り消すことができるようにした（改正資金決済法63条の5第1項6号）。

また、暗号資産交換業者が信用を供与して暗号資産の交換等を行う場合には、利用者保護・業務の適正かつ確実な遂行を確保するため、一定の措置を講じなければならないこととした（改正資金決済法63条の10第2項）。

一括清算法に係る改正の概要

(1)改正の経緯

2008年9月のリーマンブラザーズ破綻に端を発する金融危機を受け、システムリスクを抑制することを目的として、店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制の導入が国際的に合意され、16年9月にわが国においても同規制が導入された。同規制の枠組みでは、当初証拠金（Initial Margin = IM）について、相手方の破綻時に即時に担保権の実行が可能な状態（以下、即時利用要件）で分別管理することが求められている。

改正法成立前においては、担保権設定者が破綻し、会社更生法が適用される場合には、裁判手続外で担保を処分できず、担保権の実行が制限されるリスク（以下、会社更生法リスク）が存在するとの指摘があった。このため、これまで国内取引に係るIMの差し入れは、IMを担保権者にあらかじめ移転させる「所有権移転構成」（消費貸借構成）で行われてきた。他方、

海外の金融機関と行うクロスボーダー取引に係るIMの差し入れは、IMを担保権者に移転させない「担保権構成」（質権構成）の形態が市場慣行となっている。その結果、クロスボーダー取引を行っていた日本の金融機関が破綻し、当該金融機関に会社更生法が適用された場合、「担保権構成」で授受されたIMは、更生計画に従った弁済手続の対象となり、迅速かつ円滑に担保権の実行ができず、即時利用要件を充足しないおそれがあった。

現状のIM義務対象者は、取引規模が極めて大きい金融機関に限られており、破綻状態等に陥ったとしても、預金保険法上の秩序ある破綻処理が適用されることと想定される。そのため、IMに係る会社更生法リスクは、現実に想定されていなかったが、20年9月以降はIM義務対象者が地銀・保険会社等にまで大幅に拡大されることから（IMビ

ツグバン)、前述の懸念を解消する必要がさらに高まった(注2)。

(2)改正一括清算法4条の構造

改正一括清算法4条(以下、本条)は、更生手続開始決定前の段階で一括清算が完結する旨を規定することにより、本条の「帰属」が更生債権等の弁済の禁止(会社更生法47条)に抵触しないことを確認する規定となっている。以下では、本条の各用語の意義および趣旨について説明する。

①帰属清算型における担保財産の「帰属」(1項関係)

i 適用される担保権設定契約の内容

本項が適用されるためには、更生手続開始の申し立て前に締結された担保権設定契約書中に、「基本契約書に基づき特定金融取引を行っている当事者の一方に更生手続開始の申し立てがあったときは、担保権者に弁済として担保権の目的である財産を

帰属させることができる」旨の契約条項を設けている必要がある。

ii 担保権者の範囲

本条が適用される担保権者の範囲は、更生手続開始の決定がなされた者の相手方であって、改正一括清算法3条の適用によって債権を有する者に限定されている。

iii 担保権の範囲

本条が適用される担保権の範囲は、担保権設定契約に基づく「一括清算後債権に係る担保権」に限定されている。なお、海外法令に基づき設定された担保権については、日本法においていかなる担保権と認定されるかが必ずしも明らかでないため、本条は、「質権」等と限定することなく、広く「担保権」と規定している。

iv 担保財産の範囲

本条が適用される担保財産の範囲は、「有価証券」等の流動性の高い財産に限定されており、

具体的な財産の種類については内閣府令において定められる。

v 「帰属」の効果

〔弁済禁止効との関係〕

本項は、更生手続開始の申し立てがあったときに担保財産が担保権者に帰属することとするため、更生債権等の弁済の禁止(会社更生法47条)に抵触しないことを確認する規定となっている。

〔中止命令等との関係〕

本項の「帰属」は、本項で規定されている一定の条件が満たされれば、「担保権の実行」なくして法律上ただちにその効果が生じるため、更生手続開始決定前に行われる担保権の実行に対する裁判所の中止命令および包括的禁止命令(会社更生法24条1項2号、25条1項。以下、中止命令等)の対象となるおそれはない。

〔振替法等との関係〕

本条の「帰属」は、有価証券に表示されるべき権利について

特別な規定を設けている社債、株式等の振替に関する法律や、これに相当する海外法令の規定を排除するものではない。したがって、同法等の規定により要求される手続は、別途行う必要がある。

vi 担保権者への帰属範囲

本項は、担保財産の評価額が被担保債権の額を超える場合(オーバーコラテラル)であっても、すべての担保財産をいったん担保権者に帰属させることを規定している。

②清算金支払義務(2項関係)

i 超過分の金銭の支払義務

本項は、担保権者には、1項で帰属した担保財産の評価額のうち被担保債権の額を超過した部分に相当する額の清算金支払義務があることを規定している。

ii 清算金支払いの履行遅滞の発生時期

本項は、担保権者に対して清算金支払いを遅滞なく履行しなければならぬことを規定して

いる。基本契約書に基づく特定金融取引に係る損害額の計算等をするのには一定の期間を要するため、履行遅滞の発生時期は、当該計算等を完了するの通常必要とされる合理的な期間が経過したときであると考えられる。

iii 担保財産による弁済

本項ただし書は、金銭に代えて、いったん帰属する担保財産によって弁済することもできることを規定している。

iv 担保財産の評価額

担保財産の評価額の具体的な算出方法については、内閣府令で定められる。内閣府令では、当該評価額を公正な方法により算出することを規定するとともに、評価基準時について必要な規定を設ける予定である。

③ 担保財産の相当額分の

「控除」(3項関係)

本項は、1項の規定により、担保権者に帰属した担保財産の評価額を被担保債権の額から控除することを規定している。

④ 処分清算型における担保財産の「帰属」等(4項関係)

本項は、更生手続開始決定前に担保財産を第三者に譲渡したときに担保財産が当該第三者に帰属することを規定することにより、更生債権等の弁済の禁止に抵触しないことを確認する規定となっている。

i 中止命令等との関係

本項の「帰属」は、「譲渡」という「担保権の実行」にあたる行為を介しているため、中止命令等との関係が問題となる。この点、①特定金融取引における担保権者は「更生担保権者」に該当しないことが本条の前提となっていること、②本条で想定している担保財産は流動性の高い有価証券や金銭債権等であり、事業を継続するうえで不可欠な財産とはいえず、中止命令等が発令される趣旨が基本的には及ばないと考えられること

——などの事情を踏まえ、1項と同様、本項の「帰属」は、

中止命令等の対象とはならないことを確認する規定となっている。

ii 担保財産の額

本項は、担保財産の額を原則として譲渡価額としつつ、当該価額が不当に低いときは内閣府令で定めるところにより算出した評価額に修正されることを規定している。

iii その他

本項は、基本的には帰属清算型について規定した1項から3項までを準用しており、清算金支払義務、控除の趣旨については、帰属清算型と同様である。

iv 4項に係る留意点

前述のとおり、処分清算型における担保財産の「帰属」が認められるためには、更生手続開始決定前に担保財産が譲渡される必要がある。ただし、例えば更生手続開始の申し立てと更生手続開始決定が同日になされるなどのケースにおいては、更生手続開始決定前に担保財産を現

実に譲渡するのは難しいと考えられる。他方、帰属清算型であれば、更生手続開始の申立時に担保財産の「帰属」が認められるため、当該ケースにおいても担保財産を確保できる。実務に携わる市場関係者は、このようなケースにも十分ご留意いただきたい。

(本稿において意見に係る部分は筆者らの個人的見解であり、所属組織の見解を示すものではない)

(注) 1 本稿では、便宜上、資金決済に関する法律を「資金決済法」と、改正後の資金決済法を「改正資金決済法」とそれぞれ称する。同様に、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律を「一括清算法」と、改正後の一括清算法を「改正一括清算法」と称する。
2 BCBS(バーゼル銀行監督委員会) およびIOSCO(証券監督者国際機構)は19年7月23日、IMの最終フェーズの実施を1年延長する合意をした。これにより、今後わが国においても、IMビッグバンの時期が変更される可能性がある。